

仕様書（ひな形）

- 採択後には、以下のような仕様書に基づいて実証前調査（p. 2～p. 10）、実証事業（p. 11～p. 18）、定量化フォローアップ事業（p. 19～p. 23）を実施していただきます。
- 以下の実施内容は、あくまでも項目の提示となりますので、委託業務実施計画書に記載する事項は、提案書の内容を正確に取り入れるとともに、本事業の実施内容のみならず実施方法も含めた具体的な内容としてください。

仕様書

〇〇〇〇部

1. 件名

民間主導による低炭素技術普及促進事業／低炭素技術による市場創出促進事業（実証前調査）／～～のための〇〇技術実証事業（又は～～のための〇〇システム実証事業）（対象国／地域名称を記載）

2. 目的

本事業では、～～のための〇〇技術実証事業（又は～～のための〇〇システム実証事業）（対象国／地域名称を記載）について、実証計画の策定、実証設備・システムの基本設計、普及戦略の策定、二国間クレジット制度（以下「JCM」という。）の方法論等について調査し、実証事業の実現可能性や実証事業終了後の技術・システムの普及可能性等を検討する。

3. 対象国／地域

JCMパートナー国、及び地球温暖化緩和策として以下4.の対象分野に関する実証事業が有効な国／地域として、〇〇〇〇（対象国／地域名称を記載）で本事業を実施する。

4. 対象分野

我が国が優位性を発揮し得る、相手国／地域側と協力しながら大規模な温室効果ガス（GHG）の排出削減・吸収に寄与する低炭素技術・システムのうち、（下記（1）～（3）のうちいずれかの分野について記載する）の分野を対象とする。

記

- （1）各分野におけるICT等を用いた効率化・最適化に資する低炭素技術・システム
- （2）先端技術等を用いたエネルギー利用の高度化に資する低炭素技術・システム
- （3）発電・送配電分野における高度化制御等により最適化・安定化等に資する低炭素技術・システム

5. 実証前調査内容

実証前調査では、以下の内容に従って当該事業の委託業務実施計画書（以下「実施計画書」という。）を作成し、それに基づき事業を実施する。

（1）実証計画・事業計画更新のための詳細調査

実証事業の計画（以下「実証計画」という。）及び委託事業者自身の提案技術・システムを用いた事業計画（以下「事業計画」という。）更新のため、実証事業で導入する予定

の提案技術・システム等に関する相手国の政策・制度・規制動向及びニーズ・市場動向・競合状況等について、詳細調査を行う。また、提案者が自主的に収集している実証計画・事業計画関連の基礎的情報についても更新を行う。

(2) 実証計画の精緻化

以下の項目を検討し、実証計画を精緻化する。

- ① 対象技術・システムの普及に資するという観点から検討された実証事業の範囲
- ② 実施サイトの検討・決定
- ③ 実証スケジュール
- ④ 相手国企業等との実証計画及び基本的業務分担（別紙2参照）に関する基本合意
- ⑤ 相手国企業等と締結する契約文書（仮に「P A（Project Agreement）」という。）の
原案作成・基本合意^{*1)}
- ⑥ 国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「N E D O」とい
う。）と相手国政府等との合意文書（仮に「M O U（Memorandum of Understanding）」
という。）締結先候補^{*2)}、及び実証事業を円滑に実施するためにM O Uに盛り込むべ
き内容についての提案
- ⑦ 普及拡大のための政策連携・制度整備等に関する検討
- ⑧ 導入した設備・システムの実証事業後の活用方法

*1)：相手国企業等と委託事業者が協議する際には、事業化評価の仕組みを説明し、実証前調査採択時点では実証事業への移行は担保されていないことについて相手側の理解を得ること。また、M O Uと整合を取るために、相手国企業等に提示する前にP A原案をN E D Oと共有すること。

*2)：所管が複数組織に跨る場合は、それらを比較検討したうえで、最適だと考える機関を理由とともに提示すること。

(3) 実証事業の実施に必要な手続き等の詳細調査

実証事業の実施で必要となる手続き等について、以下の詳細調査を行う。

- ① 許認可の種類と取得方法
- ② 適合が必要な標準・規格や認証制度
- ③ 輸送・通関手続き
- ④ 安全保障輸出管理（外為法）
- ⑤ 課される可能性がある税、申告・納付の手続き
- ⑥ 実証事業に不可欠な原材料、エネルギー、輸送インフラの確保
- ⑦ その他、必要とされる事項

(4) 実証設備・システムの基本設計

実証事業において導入・構築しようとする設備・システムについて以下の項目を検討し、基本設計として取りまとめる。

- ① 実証事業において導入・構築する設備・システムの仕様に関する検討
- ② 実証事業に係る費用の精査

(5) 事業戦略・ビジネスモデルの更新

実証計画の精緻化と並行して、普及拡大のための事業戦略・ビジネスモデルを更新し、事業収益を明らかにする。併せて、本調査で明らかとなった事実を踏まえ事業化評価で必要な経済性評価に関する資料を更新する。

- ① 実証中及び実証事業後の普及戦略・方策
- ② 中長期的事業戦略（市場分析・競合分析・販売計画等）
- ③ 収益性分析（売上額・営業利益額・事業採算等）

(6) MRV方法論の検討

実証事業で導入する技術・システムによる、実証事業モニタリング期間におけるGHG排出削減量^{*1)}及び実証事業終了後の普及展開期間におけるGHG排出削減効果^{*2)}を定量化するために以下を検討する。

- ① JCMガイドライン等^{*3)}に基づいたGHG排出削減量とGHG排出削減効果を算出する方法論の検討
- ② 実証事業におけるモニタリング計画（原則1年間以上）の検討・作成
- ③ JCM方法論のドラフト作成^{*4)}

*1)：現状（Business as Usual、B a U）排出量ではなく、純削減を担保するために保守的に求めたリファレンス排出量とプロジェクト排出量との差から排出削減量を算出すること。

*2)：B a U排出量とプロジェクト排出量の差を用いることも可。

*3)：非JCMパートナー国を対象とする事業については、JCMや国連メカニズムの活用、ISO、GHGプロトコール等の国際的なGHG認証規格・ガイドラインに準拠して実施する。

*4)：非JCMパートナー国を対象とする事業では不要である。

(7) 温室効果ガス排出削減効果・削減量の定量化

(6)で作成したMRV方法論に基づき、実証事業が温暖化緩和策として有効であることを定量的に示す。

- ① 評価パラメータの設定

- ② 実証事業モニタリング期間におけるGHG排出削減量の試算
- ③ 実証事業終了後の普及展開期間におけるGHG排出削減効果の試算

(8) 提案技術・システムに係る政策連携や制度整備の推進に係る活動

- ① 普及のために必要な制度整備等の実現等に係る相手国政府への具体的な提案
- ② 相手国政府が行う制度や規制、規格等の整備に関して必要な日本政府／NEDOの協力内容の検討・提案

(9) リスクマネジメント

本公募への応募の際に策定・提出した「国際実証におけるリスクマネジメントガイドライン」に基づくリスク管理シートを最新状況に更新するとともに、NEDOに事業の進捗状況を報告する際に提出する。また、必要に応じてリスク管理シートに記載された対応計画を実行する。

6. 調査期間

調査期間は、NEDOが指定する日から原則1年以内とする。ただし、調査開始後、不可避な事情が起きた場合でNEDOが認めた場合は調査期間を延長することがある。

7. 予算額

1件当たり40百万円以内（税込）

8. 中間調査報告書・調査報告書

(1) 中間調査報告書(*1)

提出期限：2023年3月末日

提出方法：NEDOプロジェクトマネジメントシステムによる提出

提出内容：① 和文中間調査報告書及び要約書電子ファイル（PDFファイル形式とワードファイル形式）

② 英文要約書（テキストファイル形式）

(2) 調査報告書(*1)

提出期限：委託契約期間終了日（原則として提出期限1か月前にドラフト版を提出すること。）

提出方法：NEDOプロジェクトマネジメントシステムによる提出

提出内容：① 和文要約書（テキストファイル形式）

② 英文要約書（テキストファイル形式：①の英訳版）

③ 和文調査報告書本文（PDFファイル形式とワードファイル形式）(*2)

- ④ 和文調査報告書概要（パワーポイントファイル形式）
- ⑤ 英文調査報告書概要（パワーポイントファイル形式：④の英訳版）

（*1）上記報告書は、原則として公表する。

（*2）対象国政府機関等に成果を説明するため、必要に応じて調査報告書の英訳版を作成する。日本語の調査報告書の全訳である必要はなく、別途、NEDOが指示する。

（３）事業化評価資料等の作成等

委託事業者が作成する事業化評価及び経済性評価に関する資料並びに調査報告書をもとに事業化評価が行われ、事業化評価により実証事業への移行が妥当であると判断された場合、原則としてNEDOは相手国政府機関等との間でMOUを、委託事業者は相手国企業等との間でPAをそれぞれ締結し、実証事業に移行する（実証事業の実施体制は別紙1参照）。

事業化評価に際しては、前2項で示す報告書に加え、実証前調査から実証事業に移行する際に必要となる事業化評価及び経済性評価に関する資料を取りまとめ、NEDOに提示すること。事業化評価に関する資料には、PAの締結予定日を含め、実証スケジュールを記載すること。

なお、事業化評価の結果、実証事業への移行が妥当と判断された場合、委託事業者は、NEDOと相談の上速やかにPAを締結すること。事業化評価の時点で確認したPAの締結予定日から遅延する場合には、以下の措置を取る。

① 6か月以上遅れる場合：

必要な許認可取得や事業環境等、実証事業実施の前提となる条件に変更がないかリスク管理シートをNEDOと共に総点検し、実証事業の中止に繋がり得るリスクが大きいことが判明した時は、実証事業を実施することの是非をNEDOと協議すること。

② 1年以上遅れる場合：

①を実施した後も締結されず、さらに6か月遅れる場合は、リスク管理シートを総点検し、実証事業を実施することの是非をNEDOと協議の上、再度、事業化評価を行う。

なお、取りまとめるべき資料の内容及び様式については、別途NEDOが提示する。

（４）調査報告書等作成に当たっての注意点

- ① 引用情報等については出典を明記するとともに、入手した英文資料のうち重要なものは原文を日本語訳の上、参考資料として添付すること。インターネット上で最新情報が取得可能なものは、出典と併せてURLを明記すること。
- ② 報告書には、可能な限り客観的・定量的なデータによる裏付けも含めて記載すること。

- ③ 聞き取り調査及び現地調査については、日時、場所、調査対象者（氏名、役職名）、調査結果の詳細を含めて記載すること。
- ④ 図表を活用すること（使用したデータテーブルは別途エクセルにて提出）。
- ⑤ 本調査を通じて入手したデータその他の原本について、NEDOから提出の依頼があった場合は提出すること。
- ⑥ 報告形式の詳細はNEDOホームページの「成果報告書（中間年報）の電子ファイル提出の手引き」（<https://www.nedo.go.jp/content/100399391.pdf>）を参照のこと。
- ⑦ 報告書は原則として公開される。なお、秘匿すべき情報が含まれると判断される場合には、委託事業者からの申し出に基づき委託事業者とNEDOとの協議によりこれを指定し、報告書から除くことができる。ただし、この場合にも、報告書として完結した内容であることを条件とする。委託事業者とNEDOとの協議により指定された秘匿すべき情報については、報告書とは別にこれに関する資料をPDFファイル（CD-R）にて1部提出すること。
- ⑧ 調査報告書は、成果物として提出する前に、原則1か月前までにNEDOへドラフト版を提出すること。

9. 調査実施方法

- ① 文献やインターネット等を用いた調査に加え、複数回の現地関係者へのヒアリング、ディスカッション、現地調査等により実施すること。
- ② 実施に当たっては、委託業務の実施状況及び予算執行状況を把握するため、NEDOの指示する方法に従い、毎月の業務の進捗状況及び翌月の業務実施予定について、定期的（月1回程度）にNEDOへの報告、打ち合わせを行うこと。NEDOへの報告資料については、原則として日本語（原資料が外国語の場合は翻訳）にて作成するとともに、原則終了後3営業日以内に打ち合わせ議事録を作成し、提出すること。
- ③ 現地調査の際は、現地の安全情報を確実に確認の上、事前に出張対処方針を作成しNEDOと十分協議すること。なお、外務省の海外安全情報でレベル2以上に指定された場合には、原則として出張を中止する。出張後、原則として3営業日以内にNEDOに出張成果を報告すること。これら資料の書式等は、NEDOが別途指示する。また、相手国を所管するNEDO海外事務所等がある場合は、現地出張の際、可能な限り、同海外事務所等への連絡・報告・協議を行うこと。
- ④ 現地調査やヒアリングについては、NEDO担当者が同行する場合がある。

10. 調査報告への対応

委託期間中あるいは委託期間終了後に、NEDOが開催する委員会、中間進捗確認のための報告会、国内及び相手国における調査報告会や現地関係機関を集めたワークショップにおける報告等を依頼することがある。

なお、委託期間中の報告等に係る経費については委託費により支出可能であるが、委託期間終了後については支出できない。

また、JCMプロジェクトとしての活動報告については、事業終了後もNEDOの求めに応じ実施すること。

別紙1 実証事業の実施体制

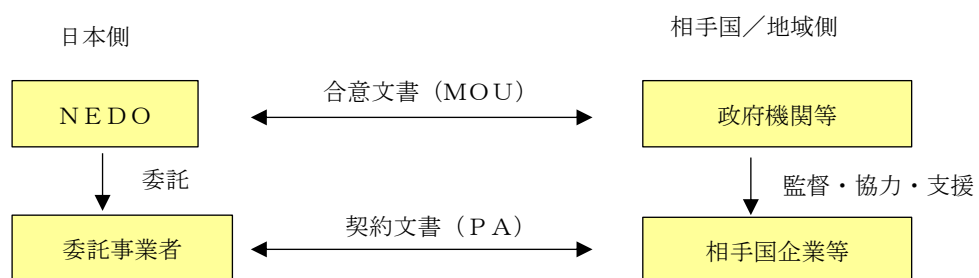


図1：相手国／地域との体制

別紙 2 基本的業務分担

実証計画の策定に当たっては、事業毎、設備毎の特性を踏まえて、別表 1 及び別表 2 に示した基本的業務分担を確認のこと。

別表 1 実証事業後の設備運用を日系企業が行う場合の基本的業務分担

		費用負担	日本側担当 (委託事業者)	相手国側担当 (相手国企業等)
1	実証事業の全体計画	NEDO	主体的に実施	(協力・部分的に実施)
2	実証事業の基本計画	NEDO	主体的に実施	(協力・部分的に実施)
3	実証設備の詳細設計・製作・調達			
3-1	相手国側で設計・製作・調達が困難な機器 (技術的に事業の核となる機器)	NEDO	主体的に実施	(協力・部分的に実施)
3-2	技術的に事業の核となる機器以外	NEDO	主体的に実施	(協力・部分的に実施)
4	実証設備 (機器) の輸送			
4-1	日本側提供機器の相手国港までの 輸送、関税負担	NEDO	主体的に実施	(協力・部分的に実施)
4-2	相手国港での機器受け取り、国内輸 送・保管	NEDO	主体的に実施	(協力・部分的に実施)
5	土木建築工事	NEDO	主体的に実施	(協力・部分的に実施)
6	実証設備の据付工事	NEDO	主体的に実施	(協力・部分的に実施)
7	試運転・実証試験運転	NEDO	主体的に実施	(協力・部分的に実施)

別表2 実証事業後の設備運用を相手国側機関等が行う場合の基本的業務分担

		費用負担	日本側担当 (委託事業者)	相手国側担当 (相手国企業等)
1	実証事業の全体計画	NEDO	主体的に実施	(協力・部分的に実施)
2	実証事業の基本計画	NEDO	主体的に実施	(協力・部分的に実施)
3	実証設備の詳細設計・製作・調達			
3-1	相手国側で設計・製作・調達が困難な機器 (技術的に事業の核となる機器)	NEDO	主体的に実施	(協力・部分的に実施)
3-2	技術的に事業の核となる機器以外	相手国	(協力・部分的に実施)	主体的に実施
4	実証設備(機器)の輸送			
4-1	日本側提供機器の相手国港までの 輸送、関税負担	NEDO	主体的に実施	(協力・部分的に実施)
4-2	相手国港での機器受け取り、国内輸 送・保管	相手国	(協力・部分的に実施)	主体的に実施
5	土木建築工事	相手国	日本側提供機器の設置に 必要な助言・指導	主体的に実施
6	実証設備の据付工事	相手国	日本側提供機器の据付要 領の提供等、必要な助言・ 指導	主体的に実施
7	試運転・実証試験運転	相手国	日本側提供機器の試運転 要領の提供等、必要な助 言・指導、メンテナンス	主体的に実施

仕様書

〇〇〇〇部

1. 件名

民間主導による低炭素技術普及促進事業／低炭素技術による市場創出促進事業（実証事業）／～～のための〇〇技術実証事業（又は～～のための〇〇システム実証事業）（対象国／地域名称を記載）

2. 目的

本事業では、～～のための〇〇技術実証事業（又は～～のための〇〇システム実証事業）（対象国／地域名称を記載）について、〇〇〇を目的として、機器を設置し、実証運転を行う。いつ、温室効果ガス（GHG）排出削減効果の定量化等を行う。

3. 対象国／地域

JCMパートナー国、及び地球温暖化緩和策として以下4.の対象分野に関する実証事業が有効な国／地域として、〇〇〇〇（対象国／地域名称を記載）で本事業を実施する。

4. 対象分野

我が国が優位性を発揮し得る、相手国／地域側と協力しながら大規模なGHGの排出削減・吸収に寄与する低炭素技術・システムのうち、（下記（1）～（3）のうちいずれかの分野について記載する）の分野を対象とする。

記

- （1）各分野におけるICT等を用いた効率化・最適化に資する低炭素技術・システム
- （2）先端技術等を用いたエネルギー利用の高度化に資する低炭素技術・システム
- （3）発電・送配電分野における高度化制御等により最適化・安定化等に資する低炭素技術・システム

5. 実証事業内容

事業化評価において実証事業への移行が妥当と判断された後、原則としてNEDOと相手国政府機関等との間でMOUを、NEDOの委託事業者と相手国企業等との間でPAをそれぞれ締結し、NEDOと委託事業者で実証事業委託契約を締結した後に、NEDOの委託事業者は以下の委託項目を実施する。

（1）契約文書（PA）の締結

別紙1に示す実施体制を構築するため、以下の項目を実施する。

- ① 実証事業実施のために相手国企業等と P A を締結する。
- ② その他委託事業者と関係者間で必要となる文書を締結する。

(2) 実証設備・システムの詳細設計

- ① 実証事業において製作・調達する設備・システムに係る詳細設計を行う。
- ② ①のために必要な既設設備（本事業で費用負担を行わずに新設される設備を含む）に係る検討。
- ③ ①のために必要な実証サイトに関する詳細調査。
- ④ ①の結果を踏まえ、必要に応じ、実証計画や事業計画の見直しを行う。

(3) 実証設備・システムの調達・製作・輸送

- ① 実証事業に必要な許認可が取得できているか、事業環境に変化がないか等、実証事業を実施するのに必要な前提条件を踏まえ、実証事業の中止に繋がりにくいリスクとその対応状況について確認を行い、機器の調達・製作について N E D O の了解を得る。
- ② 詳細設計に基づき、必要な設備・システムの調達、製作・改造、輸送等を行う。

(4) 実証設備導入工事

相手国企業等との役割分担に基づき、実証設備設置のために必要となる土木工事等を行う。

(5) 設置・据付・試運転

相手国企業等との役割分担に基づき、以下の項目を実施する。

- ① 設備・システムの設置・据付
- ② 関連する配線、通信装置の設置等
- ③ 設備・システムの調整・試運転

(6) 実証運転

導入した設備・システムの実証運転を行うとともに、以下の項目を実施する。

- ① 運転データの収集とその解析
- ② 対象とする設備・システム及び既設設備（本事業で費用負担を行わずに新設される設備を含む）の高効率化等
- ③ 排出削減量の定量化に必要な測定・モニタリング（1年以上）
- ④ 必要な保守業務

(7) 提案技術・システムに係る政策連携や制度整備の推進に係る活動

- ① 普及のために必要な制度整備等の実現等に係る相手国政府への具体的な提案
- ② 相手国政府が行う制度や規制、規格等の整備に関して必要な日本政府／NEDOの協力内容の検討・提案

(8) 普及のための活動

実証事業で導入する技術・システムの普及展開を図るため、実証事業実施国／地域又は周辺国／地域を対象に、相手国政府機関・企業等とともに以下の活動を実施し、実証事業の成果を日本の国際貢献として幅広く広報する。

- ① セミナー及びサイト見学会の開催、展示会への出展
- ② 論文、専門誌への投稿等による成果の発表等
- ③ 人材育成（日本の専門家派遣及び研修の実施又は対象国の技術者・政府関係者の招聘及び研修の実施）
- ④ その他普及展開に資する活動のうちNEDOの認めるもの

(9) 定量化に係る取組・手続き等

実証事業におけるGHG排出削減量を定量化するために以下を実施する。

- ① 定量化に必要な手法の開発とその妥当性の確認
- ② JCMパートナー国を対象とする実証事業については、JCM方法論の整備、プロジェクト登録申請書の作成・提出、第三者機関によるバリデーション及びベリフィケーション、モニタリングレポート(*)の作成等のJCM手続き（相手国企業等やJCM事務局等との協議や協力支援を含む）。
- ③ 非JCMパートナー国を対象とする実証事業については、JCMや国連メカニズムの活用、ISO、GHGプロトコル等の国際的なGHG認証規格・ガイドラインに準拠した手順に基づくMRVを行う。

(*)本実証期間中に生じたGHG削減量分のJCMクレジット化については、今後の制度設計に応じて委託事業者が発行申請を行う。また、実証事業終了後のプロジェクトについても、可能な限りクレジットの発行申請を行うものとする。

なお、我が国の地球温暖化対策計画及び関連する温暖化対策に関するガイドライン等又は経済産業省による本事業のGHG削減量に係る国際貢献の情報発信方法並びに相手国のJCM合同委員会において整備されている各種規則、ガイドライン類、方法論等が事業期間中に策定・変更された場合には、NEDOの指示に従うこと。

(10) 事業戦略・ビジネスモデルの更新

普及拡大のための事業戦略・ビジネスモデル、事業収益、普及時のGHG排出削減効果等

について、更新を行う。

- ① 実証中及び実証事業後の普及戦略・方策
- ② 中長期的事業戦略（市場分析・競合分析・販売計画等）
- ③ 収益性分析（売上額・営業利益額・事業採算等）
- ④ 実証事業終了後の普及時のGHG排出削減効果の検討及び試算

（１１） リスクマネジメント

事業化評価の際に策定・提出した国際実証におけるリスクマネジメントガイドラインに基づくリスク管理シートにおける対応計画を着実に実行するとともに、最新状況に更新する。その内容に重要な変更がある場合はNEDOに事業の進捗状況を報告する際にリスク管理シートを提出する。

6. 事業期間

事業期間は、NEDOが指定する日から原則３年以内とする。

なお、実証事業終了後も着実な排出削減が実施される事業に対して、MRVと技術の普及に係る活動を継続して、我が国の国際貢献量として情報発信する「定量化フォローアップ事業」を実施する場合がある。

ただし、２０２２年３月現在、本事業の基本計画の有効期間は２０２２年度末までであり、２０２３年度以降の本事業の実施については政府予算に基づき基本計画が延長されることを条件とする。

7. 予算額

１件当たり１，０００百万円以内（税込）

8. 中間年報・成果報告書

事業期間中は、毎年度末に中間年報、事業終了後に成果報告書を提出するものとする。

各報告書は、公募時に示す各種契約書及び契約約款等に基づき、NEDOの判断で対外的に公表する場合がある。

（１） 中間年報(*1)

提出期限：毎年度末日

提出方法：NEDOプロジェクトマネジメントシステムによる提出

提出内容：① 中間年報本文（PDFファイル形式とワードファイル形式）

② 英文要約書のテキストファイル

(2) 成果報告書(*1)

提出期限：委託契約期間終了後60日以内

提出方法：NEDOプロジェクトマネジメントシステムによる提出

提出内容：① 和文要約書（テキストファイル形式）

② 英文要約書（テキストファイル形式：①の英訳版）

③ 和文成果報告書本文（PDFファイル形式とワードファイル形式）(*2)

④ 和文成果報告書概要（パワーポイントファイル形式）

⑤ 英文成果報告書概要（パワーポイントファイル形式：⑤の英訳版）

(*1) 上記報告書は公募時に示す実証事業委託契約約款に基づき、NEDOの判断で対外的に公表する場合がある。

(*2) 相手国政府機関等に成果を説明するため、必要に応じて成果報告書の英訳版を作成する。日本語の成果報告書の全訳である必要はなく、別途、NEDOが指示する。

(3) JCMに関する報告書

JCMパートナー国を対象とする場合、8. (1)、(2) に示す報告書以外に、JCMの活用に関係して作成・使用した方法論、PDD、第三者機関の妥当性確認報告書、モニタリング報告書、第三者機関の検証報告書を添付（原本の添付が困難な場合は写しで可）すること。

(4) 中間年報・成果報告書等作成に当たっての注意点

- ① 引用情報等については出典を明記するとともに、入手した英文資料のうち重要なものは原文を日本語訳の上、参考資料として添付すること。インターネット上で最新情報が取得可能なものは、出典と併せてURLを明記すること。
- ② 報告書には、可能な限り客観的・定量的なデータによる裏付けも含めて記載すること。
- ③ 図表を活用すること（使用したデータテーブルは別途エクセルファイルにて提出）。
- ④ 本事業を通じて入手したデータその他の原本について、NEDOから提出の依頼があった場合は提出すること。
- ⑤ 報告形式の詳細はNEDOホームページの「成果報告書（中間年報）の電子ファイル提出の手引き」(<https://www.nedo.go.jp/content/100399391.pdf>) を参照のこと。
- ⑥ 報告書は原則として公開される。なお、秘匿すべき情報が含まれると判断される場合には、委託事業者からの申し出に基づき委託事業者とNEDOとの協議によりこれを指定し、報告書から除くことができる。ただし、この場合にも、報告書として完結した内容であることを条件とする。委託事業者とNEDOとの協議により指定された秘匿すべき情報については、報告書とは別にこれに関する資料をPDFファイ

ル（CD-R）にて1部提出すること。

- ⑦ 成果報告書は、成果物として提出する前に、原則1か月前までにNEDOへドラフト版を提出すること。

9. 実施方法

- ① 実施に当たっては、委託業務の実施状況及び予算執行状況を把握するため、NEDOの指示する方法に従い、毎月の業務の進捗状況及び翌月の業務実施予定について、定期的（月1回程度）にNEDOへの報告・打ち合わせを行うこと。NEDOへの報告資料については、原則として日本語（原資料が外国語の場合は翻訳）にて作成するとともに、原則、終了後3営業日以内に打ち合わせ議事録を作成し、提出すること。
- ② 現地出張の際は、現地の安全情報を確実に確認の上、事前に出張対処方針を作成しNEDOと十分協議すること。なお、外務省の海外安全情報でレベル2以上に指定された場合には、原則として出張を中止する。出張後、原則3営業日以内にNEDOに出張成果を報告すること。これら資料の書式等は、NEDOが別途指示する。また、相手国を所管するNEDO海外事務所等がある場合は、現地出張の際、可能な限り、同海外事務所等への連絡・報告・協議を行うこと。
- ③ NEDOは、実証委託契約約款に定める各種手続きに関する指示や本仕様書に定める指示以外に、実証事業委託契約約款に基づき、委託業務の実施に必要な指示をする場合がある。この場合、書面、メール等の記録に残る方法により、同約款に基づく指示である旨を明示して指示をする。

10. 成果報告への対応

委託期間中あるいは委託期間終了後に、NEDOが開催する委員会、中間進捗確認のための報告会、国内及び相手国における成果報告会や現地関係機関を集めたワークショップにおける報告等を依頼することがある（委託期間中の報告等に係る経費については委託費により支出）。

JCMプロジェクトとしての活動報告については、実証終了後もNEDOの求めに応じ実施すること。

11. 事後評価及び追跡調査への対応

実証事業の実施期間の終了後に、事後評価、事業化の状況、GHG排出削減量等の追跡調査（原則5年後までの状況を調査（6年間の調査））を実施し、委託事業者は関連する資料の作成や委員会への出席、調査への回答などにつきNEDOに協力すること。なお、事後評価については、NEDOが認めた場合に、実証事業の実施期間中に行う場合がある。

実証事業の実施期間の終了後の事後評価及び追跡調査に関する必要な費用は、委託事業者にて負担すること。

別紙 1 実証事業の実施体制

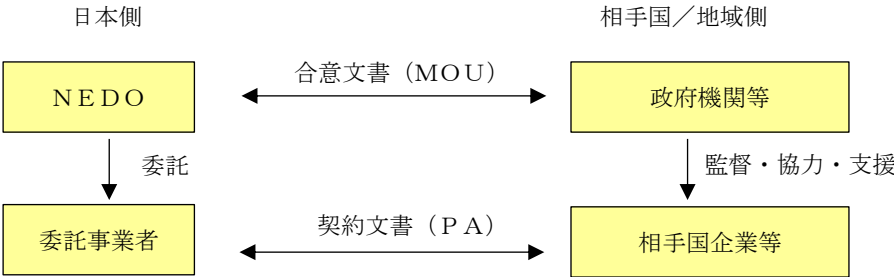


図 1：相手国／地域との体制

仕様書

〇〇〇〇部

1. 件名

民間主導による低炭素技術普及促進事業／低炭素技術による市場創出促進事業（定量化フォローアップ事業）／～～のための〇〇技術実証事業（又は～～のための〇〇システム実証事業）（対象国／地域名称を記載）

2. 目的

本事業では、～～のための〇〇技術実証事業（又は～～のための〇〇システム実証事業）（対象国／地域名称を記載）の結果に基づき、実証事業終了後も着実な排出削減が実施されることが期待されるため、JCM等によるMRVと技術の普及に係る活動を継続して、我が国の貢献を情報発信する。

なお、定量化フォローアップ事業の実施は、実証事業終了後に、着実な排出削減が継続されると認められた場合のみ認められる。

3. 対象国

〇〇〇〇（対象国／地域名称を記載）で本事業を実施する。

なお、実証事業で導入した設備に対するMRVの継続的な実施は実証事業実施国を対象とするが、普及に係る活動については、実証事業実施国以外での実施も可とする。ただし、現地への渡航については、外務省海外安全情報（危険情報及び感染症危険情報）が原則レベル1に下がるまで渡航を控えることを前提とする。

4. 定量化フォローアップ事業実施内容

定量化フォローアップ事業では、以下の内容に従って同事業の実施計画書を作成し、それに基づき事業を実施する。

（1）定量化に係る取組・手続き等

実証事業で導入した技術・システムにおける温室効果ガス（GHG）排出量削減効果を定量化するために、以下を実施する。

- ① 実証事業の結果を踏まえて、必要に応じて定量化手法の見直しを行う。また、各種規則、ガイドライン類、方法論等が変更されている場合は、NEDOの指示に従って修正等を行う。JCMプロジェクト化している場合は、必要に応じ、方法論、プロジェクト登録内容の変更を行う。
- ② 上記結果を踏まえて、排出削減量を明らかとするために必要なモニタリングを、原

則として本フォローアップ事業期間中行う。

- ③ モニタリング結果を踏まえて、本フォローアップ事業期間中のGHG排出削減量を算出する。JCMプロジェクト化している場合は、モニタリングレポートの作成及び第三者機関によるベリフィケーション(*)等のJCM手続き（相手国企業等やJCM事務局等との協議や協力支援を含む）を行う。

(*) 本事業期間中に生じたGHG削減量分のJCMクレジット化については、今後の制度設計に応じて委託事業者が発行申請を行う。

なお、②・③について、非JCMパートナー国を対象とする事業については、JCMや国連メカニズムの活用、ISO、GHGプロトコール等の国際的なGHG認証規格・ガイドラインに準拠して実施する。

また、我が国の地球温暖化対策計画及び関連する温暖化対策に関するガイドライン等又は経済産業省による本事業のGHG排出削減量に係る国際貢献の情報発信方法並びに相手国のJCM合同委員会において整備されている各種規則、ガイドライン類、方法論等が事業期間中に策定・変更された場合には、NEDOの指示に従うこと。

(2) 普及のための活動

実証事業で導入した技術・システムの普及展開を図るため、実証事業実施国／地域又は周辺国／地域を対象に、相手国政府機関・企業等とともに以下の活動を実施し、実証事業の成果を日本の国際貢献として幅広く広報する。

- ① セミナー及びサイト見学会の開催、展示会への出展
- ② 論文、専門誌への投稿等による成果の発表等
- ③ 人材育成（日本の専門家派遣及び研修の実施又は対象国の技術者・政府関係者の招聘及び研修の実施）
- ④ 普及候補先に対するコンサルティングの実施（省エネ診断等）
- ⑤ 普及候補先向けの具体的な導入効果を示すデータ取得支援
- ⑥ 普及を後押しする政府の政策策定（規制、マスタープラン等）に向けた提言

(3) 政策連携や制度整備の推進に係る活動

- ① 制度整備等の実現等に係る相手国政府への具体的な提案
- ② 相手国政府が行う制度や規制、規格等の整備に関して必要な日本政府／NEDOの協力内容の検討・提案

5. 事業期間

事業期間は、NEDOが指定する日から原則2年以内とする。ただし、2022年3月現

在、本事業の基本計画の有効期間は2022年度末までであり、2023年度以降の本事業の実施については政府予算に基づき基本計画が延長されることを条件とする。

6. 予算額

1件当たり50百万円以内(税込)とする。ただし、NEDOは主たる経費のみを負担することとし、それ以外の費目に関しては委託事業者の負担にする。

7. 中間調査報告書・調査報告書

事業期間中は、毎年度末に中間年報、事業終了時に調査報告書を提出するものとする。各報告書は、公募時に示す各種契約書及び契約約款等に基づき、原則として公表する。

(1) 中間調査報告書(*1)

提出期限：毎年度末日

提出方法：NEDOプロジェクトマネジメントシステムによる提出

提出内容：① 中間調査報告書本文(PDFファイル形式とワードファイル形式)
② 英文要約書のテキストファイル

(2) 調査報告書(*1)

提出期限：委託契約期間終了日(原則として提出期限1か月前にドラフト版を提出すること。)

提出方法：NEDOプロジェクトマネジメントシステムによる提出

提出内容：① 和文要約書(テキストファイル形式)
② 英文要約書(テキストファイル形式：①の英訳版)
③ 和文成果報告書本文(PDFファイル形式とワードファイル形式)(*2)
④ 和文成果報告書概要(パワーポイントファイル形式)
⑤ 英文成果報告書概要(パワーポイントファイル形式：④の英訳版)

(*1) 上記報告書は公募時に示す調査委託契約約款に基づき、原則として公表する。

(*2) 相手国政府機関等に成果を説明するため、必要に応じて調査報告書の英訳版を作成する。日本語の調査報告書の全訳である必要はなく、別途、NEDOが指示する。

(3) JCMに関する報告書

JCMパートナー国を対象とする場合、7.(1)、(2)に示す報告書以外に、JCMの活用に関係して新たに作成した方法論、PDD、第三者機関の妥当性確認報告書、モニタリング報告書、第三者機関の検証報告書を添付(原本の添付が困難な場合は写しで可)すること。

(4) 中間調査報告書・調査報告書等作成に当たっての注意点

- ① 引用情報等については出典を明記するとともに、入手した英文資料のうち重要なものは原文を日本語訳の上、参考資料として添付すること。インターネット上で最新情報が取得可能なものは、出典と併せてURLを明記すること。
- ② 報告書には、可能な限り客観的・定量的なデータによる裏付けも含めて記載すること。
- ③ 図表を活用すること（使用したデータテーブルは別途エクセルファイルにて提出）。
- ④ 本事業を通じて入手したデータその他の原本について、NEDOから提出の依頼があった場合は提出すること。
- ⑤ 報告形式の詳細はNEDOホームページの「成果報告書（中間年報）の電子ファイル提出の手引き」(<https://www.nedo.go.jp/content/100399391.pdf>)を参照のこと。
- ⑥ 報告書は原則として公開される。なお、秘匿すべき情報が含まれると判断される場合には、委託事業者からの申し出に基づき委託事業者とNEDOとの協議によりこれを指定し、報告書から除くことができる。ただし、この場合にも、報告書として完結した内容であることを条件とする。委託事業者とNEDOとの協議により指定された秘匿すべき情報については、報告書とは別にこれに関する資料をPDFファイル（CD-R）にて1部提出すること。
- ⑦ 調査報告書は、成果物として提出する前に、原則1か月前までにNEDOへドラフト版を提出すること。

8. 実施方法

- ① 実施に当たっては、委託業務の実施状況及び予算執行状況を把握するため、NEDOの指示する方法に従い、毎月の業務の進捗状況及び翌月の業務実施予定について、定期的（月1回程度）にNEDOへの報告・打ち合わせを行うこと。NEDOへの報告資料については、原則として日本語（原資料が外国語の場合は翻訳）にて作成するとともに、原則、終了後3営業日以内に打ち合わせ議事録を作成し、提出すること。
- ② 現地出張の際は、現地の安全情報を確実に確認の上、事前に出張対処方針を作成しNEDOと十分協議すること。なお、外務省の海外安全情報でレベル2以上に指定された場合には、原則として出張を中止する。出張後、原則3営業日以内にNEDOに出張成果を報告すること。これら資料の書式等は、NEDOが別途指示する。また、相手国を所管するNEDO海外事務所等がある場合は、現地出張の際、可能な限り、同海外事務所等への連絡・報告・協議を行うこと。

9. 調査報告への対応

委託期間中あるいは委託期間終了後に、NEDOが開催する委員会、中間進捗確認のため

の報告会、国内及び相手国における調査報告会や現地関係機関を集めたワークショップにおける報告等を依頼することがある（委託期間中の報告等に係る経費については委託費により支出）。